

福祉情報コミュニケーションセンター内食品販売スペース利用規約

(趣旨)

- 1 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター（以下「センター」という。）内における食品販売スペース（指定管理者の指定する場所）の利用に関して、必要な事項を次に定めます。

(目的)

- 2 障がい福祉サービス事業所が生産した食品を販売するスペースを当該事業所に提供することを通じて、就業促進や工賃向上等障がい者の社会参加を支援することを目的とします。

なお、販売できる品目はパン、焼き菓子とします。

(利用要件)

- 3 次のア～カのすべてを満たすことを利用の要件とします。
 - ア. 大阪府内の指定障がい福祉サービス事業所で以下のいずれかに該当すること
 - (ア) 就労継続支援 A 型事業所
 - (イ) 就労継続支援 B 型事業所
 - (ウ) 生活介護事業所
 - イ. 商標権を侵害していないこと
 - ウ. 食品製造等に必要な許可を取っていること
 - エ. 生産物賠償責任保険（PL 保険）又は福祉事業者総合賠償責任補償制度の生産物損害補償に加入していること
 - オ. 各種関連法令を遵守すること
 - カ. 商品の搬入・搬出、販売員の確保を、自己の負担により対応できること

(利用手続き)

- 4 利用を希望する場合は、所定の利用申込書に必要書類を添付して、利用希望日の1か月前までに指定管理者（公益社団法人大阪聴力障害者協会）に申し込んでいただきます。

1か月前の時点で申込みが競合した場合は抽選とし、1か月以内の申込みについては先着順とさせていただきますので、併せてご了承ください。

また、抽選は公正に行いますが、抽選の結果が特定の希望者に偏った場合は、より多くの方が利用できるよう、ご理解とご協力を求める場合がありますので、予めご了承ください。

(利用について)

5 スペースの関係上、1者単独利用とし、同時に2者の利用はできませんので、予めご了承ください。

なお、センター駐車場については、駐車台数が4台分しかなく、混み合う場合は歩行困難な方の駐車優先となりますので、あらかじめご了承ください。

(費用の徴収)

6 販売するにあたり発生する光熱費等について、実費相当分を徴収する場合がありますので御承知おき下さい。

(利用の中止について)

7 利用にあたっては、感染防止に努めることはもちろん、暴力や暴言は言うまでもなく、センターにふさわしくない行為をすることのないようご注意願います。

また、購入者に損害があった場合の賠償等だけでなく、販売品目や販売態度等への苦情等にも責任をもって対応していただきます。

以上について、守られない場合は利用を中止したうえで、以降の申込みについても、お断りする場合がありますので、ご注意ください

附 則

この規約は、令和3年1月7日から施行する。